

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で21番吉原議員の質問を終了させていただきます。

次に、5番大河内議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

議長から登壇の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、福祉介護関係で、高齢者の在宅支援についてでございます。

市内あちこち回ってみたら、高齢者の生活や介護、医療等、高齢者が生きがいを持って生活できるような武雄市政を望む声が多いのです。

ところで、ことしの6月から8月にかけて納税通知書が実は参りまして、多くの方から、年金はふえないのに、何で税金だけ増加するのか。60歳後半でありながらも、パート職でもしないと生活ができない。大変足腰が痛いとか。もっと厳しいものでは、合併したから税金が上がったのではないか等の疑問が出ました。問題は、中央での税制改正によりまして、定率減税や高齢者控除の縮小とか廃止がもろにこの地方での住民税や、そして国民健康保険税、介護保険料まで実は引き上げられ、負担増となっています。高齢者の生きがいと地域での老い、いわゆる年をとることの支えである介護サービスの充実がさらに求められています。介護サービスは国のいやしの施しの措置制度ではなく、保険料を支払って、それ相応のサービスを受ける介護保険制度となっております。そういうふうなことで、質問として、市長として高齢者への福祉、介護の充実策につきましてどのような見解をお持ちなのか、冒頭質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

福祉に対する私の基本的認識を述べたいというふうに思っております。

私は、選挙戦のときからぬくもりのある元気な武雄市ということを標榜して選挙戦を戦い抜き、それで共感を呼んできたというふうに認識しております。その中で、私は武雄市の年齢構成を考えた場合に、私たちのような世代、あるいは下の世代、そして高齢者の皆さん、そして障害者をお持ちの皆さん、それぞれがもう本当に武雄で育ってよかったばいと、あるいは帰ってきてよかったというふうに思っただけのような武雄市政を目指したいというふうに思っております。

しかし、今現状をひもとくと、まずお金の面であります。民生費、一般会計で26.3%を今占めております。これは年によってパーセンテージの違いはありますけれども、年々歳々伸びていると。これは土木費の2.5倍の額にも達しております。それだけ今民生費が一般会計を占めている割合が多いという状態になっております。これは別に武雄に限らず、どこの都市もそうだと思います。

そういった中で、どういうふうにして私たちの理念を貫徹、あるいは共有するかということに関していいますと、一言で言えば、私は福祉、あるいは介護に通ずる話でありますけれども、必要な人に必要なサービスをというふうに思っております。時代的に本当にもっとやりたいというのは私の基本的な認識でありますけれども、時代、あるいは財政が許さない。そういった中で、私はそういうふうに思っております。我慢の時代だと思います。したがって、皆様方の御協力をいただきながら、必要な人に必要なサービスというのが私の基本的な哲学であります。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、我慢の時代であり、必要な人に必要なサービスを提供したいと申されました。しかし、高齢者の方々はこの間、一生懸命国でも地方でも仕事をし、支えてこられたわけです。そういう中では、さっき申しましたように、やっぱりぬくもりのある武雄市、高齢者として本当に福祉の充実した生活が求められているのが現状です。

昨年12月、私、合併前にもこの福祉問題、いわゆる在宅支援等についても質問いたしました。その中で、一定程度合併前の武雄市の場合に、施設サービス等の中で居宅、在宅サービスについても実は説明をいただきました。先ほど21番議員からもグループホームの設置について報告いただきましたけれども、グループホーム以外に武雄市内でも宅老所とか、共生施設等がありますよね。ここら付近のグループホーム以外の設置について箇所等をまず示してください。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

市内の在宅支援施設の宅老所等についてでございますが、宅老所は6施設で、特定非営利活動法人の施設が二つ、医療法人3施設、有限会社が1施設の運営をしていただいています。また、地域共生ステーションは特定非営利活動法人の運営1カ所がございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、宅老所、地域共生ステーションの数を示していただきましたけれども、先ほど21番議員からグループホームについての環境、火災等の説明をいただきました。私自身昨年の12月の質問の中で、火災を予知したわけではありませんけれども、当時、グループホーム等を見せていただいたときに、もしこれが夜間帯に火事でも発生したらどういうふうな避難誘導を

されるかという不安感もあったものですから、12月議会では、行政としてどういうふうな指導なり取り組みをされているんですかと質問したときには、当時の答弁では、環境、消防等は建築主事等で行われるというのが答弁でした。率直に言って行政としては消防の方に少しでも指導してもらおうかという感覚でしたけれども、残念ながら先ほど申されましたように、ことしの1月8日、大村市で不幸な事態が発生したわけです。私自身もそういう施設関係で仕事をした経緯がありますので、夜間の火災については物すごく不安であり、慎重でありました。

今回、質問としては、そういうふうな中で、グループホームにつきましては、先ほど行政の管轄の中で特に問題はなく、8カ所は改善されているという説明がありましたけれども、そういうふうな火災等の扱いについて設備改善や避難通報訓練等、グループホーム以外の設置箇所について指導なり、施設の勧告等がされているのかについてお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

先ほど紹介いたしました宅老所等への指導でございますが、これについても武雄消防署の方で大村の火災以降、立入調査がなされまして、勧告をされ、改善がなされているということで聞いております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

私も宅老所、グループホーム等につきまして実際現地を見させていただき、また現場の方々からいろんな要望なり改善策も聞かせてもらいました。グループホーム等、さらには宅老所、もちろんグループホームですけれども、宅老所とか、地域共生ステーションの中ですべてが完全に終わっている状況では率直言ってありませんでした。また、この消防の指導の中で、火災防止のために、防火のために防煙カーテンとか、緊急通報装置等の設置についても当然義務化がなされる箇所と、義務化でないけれども、つけてほしいという箇所があるかもしれませんが、実はこれは長崎県の例で参考でしょうけれども、大村市では緊急通報装置設置費の費用として2分の1の補助が検討されているようですし、同周辺の市においてもその方向性も検討されているようです。

ちなみに、武雄市内の関係業者の方々に参考としてこの費用等をお伺いいたしました。防煙カーテンにつきましては大体1平米当たり10千円ぐらいと。緊急通報装置です。火災感知器、煙感知器ではありません。緊急通報装置については工事費別で大体100千円から150千円程度と言われていました。私自身旅館関係で仕事をしているときに、当然通称赤電話ですけれども、緊急通報装置も取りつけました。工事費別で当時そのくらいかかりましたけれども、

ここで質問です。要望ですが、武雄市としても高齢者の生きがいとふれあいと、そして安全、安心な生活をそういう施設でもしていただくために、このような設置についての一部でもいいですから、補助の検討をしていただきたいと思いますけれども、御見解を求めます。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

緊急装置等への補助の件でございますが、現在までのところ検討をいたしておりません。今後、必要性等を勘案しながら、どうするのか考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

昨年も実はお願いしたんですけれども、本当にこの施設については介護保険適用等があるわけですね。またないところもありますけれども、一般的にありますけれども、そういう中で、行政として介護保険の適用等もありますけれども、当然そこは行政の管轄にも一部入るわけですね、指導の。お話を聞いてみたら、結局、自分たちで自前でやっぱりそれはやっている、設備関係ですね。もし少しでも補助なり助成いただければ助かるんだけど。より前向きな消防の防火設備等もできるんだけどというふうな実は意見等も出されているんです。ですから、先ほど長崎県の例で出して大変つかみにくいかもしれませんが、直接災害が発生した大村市では具体的に取り組まれているし、その周辺部も検討されようとしていますので、ぜひこれは強い要望として訴えておきたいと思います。

そういう中で、次の質問に移らせてもらいます。

二つ目には、国民保護等についてでございますが、実は今回、議案として武雄市国民保護協議会条例とか、武雄市緊急対処事態対策本部条例等が提案されていますので、議事の具体的内容につきましては審議の中で質問させてもらいますけれども、まず、基本的な事項について質問させてもらいたいと思います。

実は私自身、この国民保護法というのは、パンフレットしかございませんが、このパンフレットも区に来た回覧板しか持っていなかったものですから、回覧板とか、それから県の県民だより、それから、武雄市の市報の一部でしか拝見できなかったわけですが、こういう中で、今回、国民保護法について概略が示されていますけれども、改めてこの国民保護法が中央で、あるいは佐賀県で成立された背景等について質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

国民保護法が成立した背景は幾つかあるかと思いますが。一つは、小泉総理もお話しされているとおり、5年前の米国多発テロ、あわせて近年の隣国によるテポドンの問題、あるいは不審船のたび重なる日本領海への侵入、並びにもう少し前になりますけれども、国内で起きたサリン事件等々が相まって、これはつくらなきゃいけないということで成立をしたものであるというふうに思っております。首長として私はこの動きというのは心から歓迎をしたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

心から歓迎するということでありますけれども、資料として、実は佐賀県の資料の中で武力攻撃事態の4類型が示されています。想定として、国民保護法では、我が国に対する外部からの武力攻撃については次の四つの類型を想定していますということで、着・上陸侵攻、弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ、特殊部隊等が想定されていますけれども、質問として、この項について武雄市としてはどのような事態を想定されているのか、お尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

4類型につきましては、国が指し示すものと全く同一で考えております。その中で、基本的な考え方でありまして、市町村というのは二つの役割があるかというふうに思っております。一つは、実際に住民が生活をされる最も最前線、基礎的な自治体という場と、もう一つは、日本国を構成する一つの要素であるというふうに考えております。そういった意味からで、私は後者の観点から、四つの類型というのは日本国の一つの要素を構成する自治体、地方自治体で定める自治体といった観点から全く同一だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

市町村については地域の生活の場、住民の場ということと、もう一つは、日本国を構成するものだということでありまして、そういう中で、先ほど21番議員から自主防災組織についても質問がありましたけれども、三つ目に、この資料の中でも武力攻撃事態等における住民の協力のあり方についても提起されています。国民は、国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとされていますけれども、ここで、自発的な意思により必要な協力をするという場合には、自主性が尊重

されていくのか、それとも強制的なものなのか、もう少し説明方をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

強制的なものか自主的なものかという類型では私は判断できないというふうに思っております。すなわち、私はこういった事態が自発的なものではないということをもとに理解していただきたいというふうに思っております。そういった意味で、しかし、憲法においては主権が尊重されている。そういった観点からのせめぎ合いで自発的な努力が記されているというふうに思っております。そういった意味で、憲法上の観点から努力義務というふうに私は解釈をしております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

解釈の問題ですので、具体的には後ほど議案審議でしますけれども、その中でもう一つは、災害対策基本法という法律がありますね。その災害対策基本法に基づいて実は防災会議等も設置をされているし、一昨年ですか、武雄市における防災会議条例が一部改正されたんですけども、そういう中で、災害対策基本法という防災会議とこの国民保護法という組織についての相違点について、防災会議なり、災害対策本部と国民保護法でいわゆる組織についての相違点についてありましたらお示しください。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

多分これをごらんになられた方が一目瞭然だと思いますので、パネルで私の方から説明をしたいと思います。（パネルを示す）

まず、防災と国民保護の観点から、まず国民保護の場合は、これは法律的な観点になりますけれども、法定受託事務であると。それと、防災が自治事務になっている。大きく違うのは対応主体であります。防災は市町村が対応主体というふうに法に定められておりますけれども、国民保護は国、県、市町村というふうに指示、命令系統というふうになります。費用負担につきましては、原則防災が市町村、国民保護が国となっております。

対策本部、お尋ねでございますけれども、そういった観点から、国民保護については国の指定による設置になります。避難については、防災は基本的法の観点からいうと自主的な避難、国民保護については、先ほどの性格から避難誘導というふうになります。したがって、対策本部につきましては、こういった観点から規定がされているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

用意周到にされて市民の方々に説明をされておりますけれども、実はそういう部分がこの間、なかなか説明が十分されていない中で、武雄市の6月号の市報の中に、武雄市の国民保護計画の作成が始まりますという周知をされています。その中で、計画は随時情報を公開しながら作成していく。住民の皆さんもぜひ関心を持って積極的に御意見等をお寄せくださいというふうに案内をされていますけれども、この中で市民の意見というのはどのように反映させるつもりですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

国民保護計画案について今考えていることは、ことしの秋、11月ごろに素案を提案していきたいというふうに思っております。これを各区長会であるとか、あるいは婦人会であるとか、あるいは住民の皆様方に説明会をしていこうというふうに思っております。その開催の頻度等については、ちょっとこれから考えさせていただければというふうに思っております。あわせて、市報でありますとか、あるいはホームページでパブリックコメントをきちんと実施していきたいというふうに思っております。

その上で、私は大事なことといたしましては、こういったものはつくるだけが目標になって、実際、ああ、そんなのつくったのという思い出集になりかねませんので、例えば、朝日町の皆さんが実際有事が起きたといったときは、すぐ行動を起こせるようなアクションプランの意味合いを私は計画に持たせたいというふうに思っております。これが市町村の国民保護計画の最も重要な役割であるというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

これは意見ですけれども、今、市長の方からは有事が起きた場合のアクションプランとして作成されるようですけれども、いわゆる武力攻撃事態とは有事、戦時等の場合と想定されますけれども、一方、武雄市議会ではこの6月議会で非核平和の都市宣言決議を採択しましたので、まず、有事が起きた場合じゃなく、有事が起きないような、そういうふうな中央、国での外交政策を求めることが大事であろうということを強く主張しまして、次の質問にまいります。

三つ目に、新幹線西九州ルートの中でございます。

この件につきましては、この間る説明等もございましたけれども、一番近い中で実は先日、9月12日の佐賀新聞が報道として県民世論調査を掲載されました。当然この項には佐賀県全体での「必要」「不必要」の部分は出されていますけれども、これは抽出的なアンケートですのでどう見るかもあります、この資料の中ではまだまだ55%の方々が「不要」というのが掲示されました。その中で、費用対効果、時間短縮、地域振興等については提起されていますけれども、武雄市では「必要」が「不要」を上回ったが、一方、嬉野市では「不要」が7割ということが意思表示されていますけれども、この数字のとり方になりますけれども、県民やこの市民の中にも新幹線西九州ルートについて賛否両論あるわけですが、やはり市民、住民の声を大事にしながら、意見もぜひ拝聴していただく必要があると思います。

前回の6月議会の中で議員の質問の中で市長に対し、市長はどのような方向性を持って新幹線問題を取り組むのかという質問の中で、西九州新幹線の必要性和キーワードは中国やと。アジアのシルクロード、現代のシルクロードとして、今、ここでこれを切る。私はこれは歴史に対して冒瀆だというふうに思いますという答弁をされました。私は「冒瀆」という言葉が何なのかということで国語辞典を調べました。「冒瀆」とは私の辞書では、神聖なものの権威を汚し、傷つけることであるというふうに実はありました。途中申しましたように、新幹線につきましても賛成の方、また疑問を呈している方もいらっしゃいます。しかし、ここだけ今質問に対する答弁の中で見れば、新幹線設置問題に疑問を持ったり、またどうしても理解できんもんねとか、自分必要ないよという事々は、この言葉で結論すれば、この状況、ここでこれを切る。新幹線を中止することは歴史に対しての冒瀆だということは、もっと突き詰めれば、反対できんねと、新幹線反対は非国民やと、こういうふうなムードに陥るんじゃないかと実は思っているわけです。というのは、率直言って多くの場ではなかなか反対の声が出ませんけれども、おかしい、疑問があっても出ませんけれども、1対1とか、数人で話す場合には、必要性はちょっとわからんもんねとかいう疑問が出ているんです。その質問として、ここで答弁されました。この文章の前後ありますけれども、「冒瀆」という言葉の理解と、改めて市長のその方向性についての御見解を求めます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、新幹線の必要について、市民の認識をどう把握しているかという御質問がありました。これについては、これまで私が4月16日に着任をして以来、市報、ケーブルワン、各種団体への住民説明会を積極的に開催し、そしてその結果、私は賛成多数ではないかというふうに考えております。議員から御指摘があった9月12日に報道された佐賀新聞によるアンケート結果でも、武雄市は新幹線が「必要」と答えた者が多かったというふうに発表されている。これについては議会の皆さん方も一生懸命今説明をされております。そういった意味が



らでも、私はそういった地味であるけれども、たゆまぬ説明会が今のところ功を奏しているのではないかというふうに思っております。

もとより新幹線については私はいろんな議論があつていいと思います。住民生活の場から賛成、反対、あるいは観光政策の面から賛成、反対、いろんな議論をまずしていただければというふうに思っております。

その上で、私はあえてきつめの言葉で歴史に対する冒瀆だというふうに申し述べたのは、これは前後のあの文脈がありますので、ちょっとその部分だけ取り上げていただくのはいかがかなというふうには思っておりますけれども、基本的に私は首長、そして一般の市民の皆さんの、私はそれは役割がちょっと違うのではないかというふうに思っております。100%賛成だからやる、あるいは100%反対だからやらない、あるいは50%の賛成でやるやらない。これについては最終的には判断というのは、これは首長論でいうと、最終的に判断するのは首長だというふうにこれは思っております。そういった意味で、首長というのは選挙でなされていると、今出ているというふうには実は思っております。そういった観点から、ただ意見は広範にだからこそ聞く必要があるものだと。それともう一つは、広範に説明する必要があるものだというふうに思っております。

その上で、私は西九州新幹線が長崎まで完成すると、長崎の先にある上海までもつながることになると。これは航空路線、あるいは観光客船がありますのでつながることになる。これを現代のシルクロードだというふうに私は申し述べました。国際的に人、物が行き来する時代に、今、武雄、あるいは佐賀県が西九州新幹線を断念するとすれば、私は武雄市長でありますので、将来の武雄市民にとって禍根を残すのではないかといったことから、前回の言葉を私は発したというふうに今改めて申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、前段の部分説明ありましたけれども、私自身が以前国鉄にも働いており、当時の状況、東海道新幹線、山陽新幹線等々の状況なり、実際、この長崎線、佐世保線も乗務をしていたわけですから。そういう状況の中で、いろんな方々のお話を聞いたりしたりするときに、やっぱり賛成の方、反対の方いらっしゃるわけですね。それいいんです、当然。

問題は、議会答弁の中で多くの方々が聞いたときに、冒瀆という言葉がすごいなど。率直言って前後がありますけれども、解釈する場合、また理解を求める場合に、冒瀆という言葉が首長から出れば、率直言ってなかなかこれは反対とか、考えがちょっと違うねとか言えもんねという不安さがあるものですから、実は前後の文章も含めて質問した経緯ですので、冒瀆という言葉につきましては、そういう意味では今後の答弁の中でも御検討いただければと

いうふうに思っておりますが、どうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

答弁を求められたので、お答えしたいというふうに思います。

私は、議事録を読んでいただくと、武雄市民が歴史に対する冒瀆だということは一言も言うておりません。答えを発したのは私首長本人であります。そういった意味から、首長が私の役割といたしまして、ここで新幹線を切るということに関して、私が武雄市民の歴史、あるいは武雄市の歴史に対して、過去、未来の歴史に対して冒瀆するのではないかというふうに思っておりますので、これは私個人の認識であります。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

このやりとりですので、見解の相違もありましょうけれども。

そういう中で、実はこの新幹線問題、ここにパンフレットを持ってきました。これは古いかもしれませんが、他県の長崎県のパンフレットです。私が言いたいのは、多くのパンフレットが出ています。その中で、本当に理解ができる部分もあるかもしれませんが、中には誇大的なものも率直言っているわけですね。これは他県のことですけれども、新幹線西九州ルートは佐賀県、長崎県にまたがるというパンフレットです。ですから、提示しますが、（パンフレットを示す）長崎県のパンフレットで、これ2年前ですけれども、新幹線が開通すれば、長崎 - 博多間1時間5分であると。ただし、そのためには列車の最高速度が300キロで、停車駅は佐賀駅とした場合と。こういうふうな実はチラシが長崎県で出ているんです。これ長崎県ですので、あくまで参考ですけれども。

問題は、それと一緒に今回各種のパンフレットが出ていますけれども、実はフリーゲージトレインの関係です。フリーゲージトレインのメリット論も示されていますが、乗りかえなしでの山陽新幹線直通運転を示されていますが、私が聞き及んだところでは、このフリーゲージトレインでの部分は基盤の整備とか、また、運転速度が「ひかり」なり「のぞみ」型とは速度が違う状況の中で、現行のダイヤの中で山陽新幹線にはなかなか組み込めないのではないかという部分が出されています。

もう一つは、このチラシ等を見れば、広島 - 岡山までの部分へパンフレットありますけれども、新幹線はフリーゲージトレインで乗りかえなしで行けますとありますが、実は関東地区についての運転の延長は掲示がされていないので、例えば東京まで行く場合にはどうしても途中乗りかえが必要なんですね。そういう意味では、私が言いたいのは、こういうふう

なフリーゲージトレイン等もありますけれども、もう少し中身を吟味して説明できたらいいなと思っているし、二つ目に、整備新幹線の後には特急、新幹線合わせて96本の列車が武雄に乗り入れますとなっていますが、率直言って武雄温泉駅に96本も列車がとまるやろうかと。もちろん新幹線の本数についてはまだ未定だというふうにありますけれども、線路があり、駅がある以上は当然列車は通るわけですね。ですから、96本の意味することについてももう少し丁寧に説明してもらえば市民の方々は理解できるんだと思っています。

そういう意味では、改めてですけれども、私自身さっき言いましたように、当時の20年前でも実は佐賀を出て鳥栖までの間は現行の複線間でも120キロ前後でやっぱり「みどり」、「かもめ」は運転をしていました。ですから、今回130キロという速度がありますけれども、余り以前とは速度変わらんというふうに思いますが、フリーゲージトレインの利便性とか、特急、新幹線双方乗り入れで96本武雄温泉駅に乗り入れとありますけれども、こういう部分についてももう少し明快なる説明をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

お答えをしたいと思います。

まず、武雄に何本とまるかという話でございますが、現在特急の「みどり」が1時間に1本で、1日32本通っております。新幹線ができれば64本ふえますが、その64本のうちに、JR、県の説明では半分程度停車をするというふうに聞いております。

それから、2点目として、山陽新幹線等への乗り入れでございますが、現在鹿児島ルートの方でJR九州、それから山陽新幹線ですか、そこを管轄しておりますJR西日本との相互乗り入れの協議が今あっております。そういうことで、当然西九州ルートについても今後協議をされるということで、どちらにしても新幹線ができますと新幹線ホームに乗り入れをするということで、広島、それから関西方面への乗りかえなしで乗り入れが可能になるということで聞いております。

それから、次にフリーゲージトレインの最高の速度の関係でございますが、現在まだ試験走行の段階でございますが、現在が最高で時速246キロということで、将来的には270キロを目標に今技術の開発をやっているということでございます。

それから、在来線区間については肥前山口までが今現在最高で140キロまでと。それから、武雄と肥前山口の間は単線でございますので、現在は最高が95キロまでというふうになっておるようでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

はい、今若干説明がありましたけれども、具体的事項につきましてはまた他の議員も質問されますけれども、基本的に冒頭申しましたように、市民の方々に対してはできるだけ正確な情報を出されていると思いますけれども、自分たちが見た場合にはまだまだ正確性も欠けますので、情報をできるだけ確実にとらえながらぜひ発信して、新幹線建設の判断の素材、疑問を持っている方についての判断の素材にもしていきながら討論をさせてもらいたいというふうに思ひまして、最後の質問です。

全国学力テストについてです。

実は新聞報道等によれば、来年の4月24日に約40年ぶりに全国学力テストが実施されるというふうな報道もされています。今回のテストが小学校6年と中学校3年生の全員に国語、算数、数学の科目で実施されると聞き及んでいますけれども、実はこの全国学力テストの実施に対して、6年生と中学3年生に対し全員にテストを受けさせる必要があるのかとかいう部分が実は朝日新聞の4月21日の論説で指摘されたり、また、愛知県の犬山市の教育委員会ではこの全国学力テストには不参加という報道もされています。また、9月3日の朝日新聞では、全国の小・中学校校長へのアンケートの中で、全国学力テストの結果を教育の改善に生かす方法が整備をされていないという意味での不満の声が80%に及んでいます。また一方で、現在各学校でも多くのテストが実施をされているようです。

そういう意味で、質問として2点まず、今回の全国学力テストの目的は何で、何をどのようにとするのか。

二つ目に、今回の実施に対し、武雄市は参加されるのかどうかを質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

庭木教育長〔登壇〕

今回、実施予定をされております全国学力調査の目的についてでございますが、まず2点示されております。一つは、国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や教育水準が確保されているかどうかをきめ細かく把握、分析するとともに、国における教育の成果と課題などを検証し、その改善につなげるため。二つ目は、すべての教育委員会、学校が全国的な状況との関係における学力に関する状況、教育条件の整備状況、児童・生徒の学習環境や家庭における生活状況等を把握し、指導や学習の改善につなげるため。この2点でございます。

この全国学力調査につきまして、武雄市は参加をするということで考えております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、国の方向性等、目的等を説明されましたけれども、武雄市は今回全国学力テストに参

加をするというふうに説明がありましたが、このテストに参加すれば、この結果をどのように武雄市は活用するつもりですか。

議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

庭木教育長〔登壇〕

学校で展開をしております教育活動、これは目標に向かって活動しているわけでございますが、私たち教育現場では、日々の教育活動を常に検証し、その結果を活用して学習改善、あるいは指導方法の改善工夫に役立てると。目的が今回の2点でございますから、その目的達成状況がどうなのかということで活用をしていきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、目的について申されましたけれども、実は現在をも各県、市教委、学校、そしてクラス単位でも多くのテストがなされていると聞き及んでいますし、このテストについても相当の費用が必要だろうと思っております。今回の全国学力テストを含めて、現在実施をされている県教委、市教委、さらには学校単位等でのこの試験等の費用とか、内容等がわかればお示しください。

議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

庭木教育長〔登壇〕

現在武雄市が毎年実施をしておりますのが、教研式の学力標準検査というものを1年生を除きまして、全小学校から中学校まで行っております。小学校につきましては国語と算数、中学校につきましては1年生が4教科、2、3年生が5教科、これを行っておりますが、目的は、すべての児童・生徒の個別の学習状況を把握して、担任や教科担任からその後の学習指導に生かしていくということをねらいにやっております、これが現在4,856千円。それから、県が行っておりますのが学習状況調査というものをやっております。これは学習指導の工夫改善というようなことで約9,000千円。それから、今回全国学力調査が行われる予定として発表になっておりますが、これが全国段階で96億円。これだけが必要ということで出されております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、武雄市で4,850千円、県の方で9,000千円、今回全国学力調査で4科目ですので、24億円の96億円というふうな相当数の費用ですけれども、実は学校の現場ではテスト、テストと

言って子供たちも大変悩んでいるし、実はけさのあるテレビ局では、学校での暴力問題の状況とか悩みが出ていました。その中であるコメンテーターは、子供たちは大人の話はなかなか聞かないで、聞くのは苦手やけれども、大人の真似をするのは大変上手やということも言われていました。一方現場では、先生方はテスト、テストもあり、個々の児童・生徒と向き合っている話をする時間がなかなかとれないということも出ています。一方、保護者の方の意見としては、学校同士の間とか、児童・生徒との競争も必要であると言われてますが、一方では、競争は本当に学力を高めるものだろうかという疑問もあります。二つ目に、子供の学力の順位や位置づけを知りたいという保護者の気持ちもありますけれども、要するに、順位とか位置もありますが、子供は何のために学ぶのかという教育の原点も実は話されています。教育基本法の第1条の教育の目的では、「人格の完成をめざし」という言葉がうたわれています。

最後の質問の2点ですけれども、一つは、教育長としてこのテストや、さらには教育という部分の持つ意味についての考え方、二つ目に、今回の学力テストはどのように公開されるのかという質問をいたします。

議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

庭木教育長〔登壇〕

教育の目的は今議員御指摘のとおり、一人一人の人格形成、それから、平和的、民主的な国家社会の形成者の資質の育成ということがうたわれているわけでございます。この大原則に基づいて義務教育9カ年は教育活動が実践されているわけでございますが、それぞれ各教科の状況等は、子供たちの実態を把握し、それを教育の目的に達成するような、そういう土台をつくっていく種まきの時期だと、私はこういうふうに義務教育をとらえております。そういう意味で、より客観的なデータのもとに、そのデータを日々の実践の中で生かしていく。そして子供たちのよりよき生き方に活かしていくということは非常に大事な視点であると思います。そういうことで、それぞれの調査の目的、役割分担というのが違いますので、その役割分担が混同しないような利用をしていかなければならないと思っております。

また、公表のことではございますが、今回の全国学力調査につきましては、公表につきましては、学校名を上げて出すとかというようなことについては考えておりません。あくまでもこれは、先ほど御指摘がありましたように、学校の序列化、あるいは競争の激化、こういうふうなことになってしまいますという、教育の目的としております人格の形成、あるいは国家社会の形成者としての資質の教育ということと離れていきますので、厳に慎まなければならないと思っております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5 番（大河内 智君）〔登壇〕

最後に教育長申しましたけれども、教育の問題、そしてこのテストの問題につきまして武雄市が実施をするということですのでけれども、ぜひ今後については現場なり、保護者との間にトラブルが起きないように指導をお願いして、私の質問を終わります。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で5番大河内議員の質問を終了させていただきます。

ここで、午後1時10分まで暫時休憩をいたします。